

広報くまむら災害臨時お知らせ版 第20号

災害に伴い発行部数を少なくしています。周りの人に広くお知らせください。掲載する情報は事情により変更する可能性があります。
次回お知らせ版9月4日発行予定です。

令和2年8月30日発行

【編集と発行】

球磨村役場 球磨村災害復興本部

広報班 広報☎0966(32)1114

介護サービスの利用・健康教室について

介護サービスの利用について

地域包括支援センターでは、この度の豪雨災害により介護サービス事業所が被災し、デイサービスなどが利用できない方につきまして、個別に連絡を行い、他の介護サービス事業所との利用調整を行っているところです。介護サービスの利用などについての相談は、地域包括支援センターにお願いします。

健康教室について

休止中の健康教室につきましては、再開に向けて準備を行っています。決まり次第お知らせします。

問い合わせ 球磨村地域包括支援センター ☎0966(32)1112

災害に便乗した悪質な勧誘・商法に注意！

修理に関するトラブル

- ・見知らぬ業者が家を訪問し、「後日、行政から補助金が出るため、自己負担なしで修理できる」と事実と異なる勧誘を行う。
- ・「早く工事（修理）を行わないと大変なことになる」と不安をあおる。
- ・その場での契約・支払いを迫り、消費者が気付かない部分の修理は手を抜く。

義援金（寄付）に関するトラブル

- ・突然、家を訪問し、被災者への義援金（寄付金）と称してしつこくお金を求め、断ってもなかなか帰ろうとしない。

その他

- ・「無料」「ボランティア」と言って家の片づけ等を行い、後から高額な代金を請求する。
- ・「補助金申請等の行政手続きを代行する」と言って書類や領収書等を記入させる。

消費者への対応アドバイス

- 一人で即決しない。契約や支払い前に、家族などと十分に検討しましょう。
- 「恐怖を感じる」「帰ってくれない」「不審な車両や人を見かけた」ときなどは、すぐに警察に連絡する。
- 様々な情報が出回るため、公的機関に真偽を確認する。

不安を感じたり、おかしいと思ったとき、困ったときは、ご相談ください

■熊本県消費生活センター 相談電話 096(383)0999

(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

■最寄りの警察署または警察安全相談電話（#9110（受付時間：24時間））

被災家屋の解体・撤去について

～公費解体の予約受付を9月2日から行います～

令和2年7月豪雨災害により被災した家屋等を、所有者の申請により、村が所有者に代わって解体・撤去いたします。

1 解体・撤去の対象

り災証明書で「全壊」・「大規模半壊」・「半壊」の判定を受けた個人の家屋等や、中小企業者の事業所等で、生活環境の保全上撤去が必要と認められるもの。

2 予約受付方法

◆9月2日（水）から、来庁または電話で予約受付を行います

◆受付時間 9時～16時まで（当面の間、土日・祝日も対応します）

申請書類一式をご準備いただいた後、球磨村役場生活環境課に来庁またはお電話（☎0966-32-1139）いただき、受付日時を予約したうえで、指定の日時に受付会場「コミュニティセンター清流館」までお越しください。

※実際の受付は、予約してから数日～数週間後になります。

3 申請書受付期間

令和2年9月7日（月）～令和2年12月25日（金）

4 申請書受付時間

9時～16時（予約時に指定された受付時間にお越しください）

5 申請書受付会場

コミュニティセンター清流館（球磨村役場庁舎横）

6 申請書の配布場所 ※9月1日から設置予定

- ・球磨村役場生活環境課窓口
- ・高齢者生活福祉センターせせらぎ、人吉市立人吉第一中学校避難所、旧多良木高等学校避難所

※役場ホームページ（申請書のデータをダウンロードし、印刷してください）

よくある問い合わせ

◆ 空き家や倉庫のみの解体・撤去は制度の対象になりますか？

→対象となる場合がありますので、申請前に生活環境課までご相談ください。

◆ 家屋の一部のみの解体・撤去やリフォームは制度の対象ですか？

→対象外です。被災家屋全体を解体・撤去することになります。

自ら費用を負担し、被災家屋等の解体・撤去を行った場合（自費解体）の費用償還について

自ら費用を負担し被災家屋等の解体・撤去を行った場合でも、村に費用の償還を申請することができます。

1 償還額

『村の基準により算定した金額』と『解体業者に支払った金額』の低い方

2 償還対象

令和2年10月31日（土）以前に契約したもので、
り災証明書で「全壊」・「大規模半壊」・「半壊」の判定を受けた個人の家屋等や、中小企業者の事業所等で生活環境の保全上撤去が必要と認められるもの。

3 予約受付方法

◆9月2日（水）から、来庁または電話で予約受付を行います

◆受付時間 9時から16時まで（当面の間、土日・祝日も対応します）

申請書類一式をご準備いただいた後、球磨村役場生活環境課に来庁またはお電話（☎0966-32-1139）いただき、受付日時を予約したうえで、指定の日時に受付会場「コミュニティセンター清流館」までお越しください。

※実際の受付は、予約してから数日～数週間後になります。

4 申請書受付期間

令和2年9月7日（月）から 令和2年12月25日（金）まで

5 申請書受付時間

9時～16時 （予約時に指定された受付時間にお越しください）

6 申請書受付会場

コミュニティセンター清流館（球磨村役場庁舎横）

7 申請書の配布場所※9月1日から設置予定

- ・球磨村役場生活環境課窓口
- ・高齢者生活福祉センターせせらぎ、人吉市立人吉第一中学校避難所、旧多良木高等学校避難所

※役場ホームページ（申請書のデータをダウンロードし、印刷してください）

問い合わせ 生活環境課 ☎0966(32)1139

9月の災害関係支援に係る日程など

災害支援	受付時間・場所	備考	問い合わせ
り災証明申請・ 交付	平日 8時30分～17時 役場2階事務室	り災証明の発行	税務課
被災証明申請・ 交付	平日 8時30分～17時 役場2階事務室	被災証明の発行	☎ 0966(32)1113
災害ごみ	9時～12時 13時～16時 (<u>金曜除く</u>)	<u>山江村ふれあいパーク</u> の ばるは9月12日閉鎖予定。 神瀬福祉センターたかおと 横防災広場は当面の間	生活環境課 ☎ 0966(32)1139
住民窓口	平日 8時30分～17時 役場2階事務室	住民票、戸籍関係、印鑑証明、 書証明の発行	住民福祉課住民係 ☎ 0966(32)1112
生活再建窓口	平日 8時30分～17時 役場2階事務室	被災者生活再建支援制度に 関する相談	生活再建支援班 ☎ 0966(32)1112
住宅支援窓口	平日 8時30分～17時 役場2階事務室	仮設住宅(みなし仮設含む)・ 応急修理に係る相談	住宅支援班 ☎ 0966(32)1111
支援物資	8時30分～16時30分 石の交流館やまなみ	9月9日から <u>毎週水曜日</u> は 休止します	石の交流館やまなみ 物資センター ☎ 090(2465)0003
公費解体	予約受付時間 9月2日～(土日祝含む)	概要はこのお知らせ版内に 記載しています。	生活環境課 ☎ 0966(32)1139
自費解体	9時～16時 役場2階事務室		
宅地内堆積土砂 撤去	9時～15時(日曜除く) コミュニティセンター 清流館	撤去する範囲は宅地内で対 象物は堆積土砂です	建設課 ☎ 0966(32)1116
宅地内災害ごみ 撤去	平日 8時30分～17時 役場2階事務室	撤去する範囲は宅地内で対 象物は災害ごみ、ガレキで す	生活環境課 ☎ 0966(32)1139
球磨村通行許可 証発行窓口	8時30分～17時 (土日祝日含む) 役場2階事務室、 さくらドーム	球磨村内の通行許可証の 発行	ふるさと創生課 ☎ 0966(32)1114